

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 13 年 10 月公告第 24 号）の一部を次のように改正し、2020 年 3 月 18 日から施行する。

現行	改正
<p data-bbox="315 244 900 352">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p data-bbox="577 408 633 440">(略)</p> <p data-bbox="141 504 663 536">第 3 編 IC カード乗車券の相互利用</p> <p data-bbox="163 603 340 635">第 1 章 通則</p> <p data-bbox="152 699 788 730">(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)</p> <p data-bbox="107 746 1111 922">第 59 条 第 23 条の規定にかかわらず、別表第 6 号及び別表第 6 号の 2 に掲げる当社以外の交通事業者（以下、「他社」といいます。）が経営する路線（以下、「他社線」といいます。）内の IC カード乗車券が利用できる駅及び車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。</p> <p data-bbox="152 989 497 1021">(他社線内における取扱い)</p> <p data-bbox="107 1037 1070 1117">第 60 条 他社線内における IC カード乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。</p> <p data-bbox="107 1133 1097 1212">2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該 IC カード乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。</p> <p data-bbox="107 1276 1111 1356">(当社以外の事業者が発行した IC カードによる当社線内における乗車の取扱い)</p> <p data-bbox="107 1372 1111 1452">第 61 条 当社以外の事業者が発行した IC カードのうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において IC カード乗車券に準じて乗車等の</p>	<p data-bbox="1335 244 1919 352">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p data-bbox="1597 408 1653 440">(略)</p> <p data-bbox="1162 504 1684 536">第 3 編 IC カード乗車券の相互利用</p> <p data-bbox="1184 603 1361 635">第 1 章 通則</p> <p data-bbox="1173 699 1809 730">(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)</p> <p data-bbox="1128 746 2132 922">第 59 条 第 23 条の規定にかかわらず、別表第 6 号及び別表第 6 号の 2 に掲げる当社以外の交通事業者（以下、「他社」といいます。）が経営する路線（以下、「他社線」といいます。）内の IC カード乗車券が利用できる駅及び車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。</p> <p data-bbox="1173 989 1518 1021">(他社線内における取扱い)</p> <p data-bbox="1128 1037 2092 1117">第 60 条 他社線内における IC カード乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。</p> <p data-bbox="1128 1133 2119 1212">2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該 IC カード乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。</p> <p data-bbox="1128 1276 2132 1356">(当社以外の事業者が発行した IC カード等による当社線内における乗車の取扱い)</p> <p data-bbox="1128 1372 2132 1452">第 61 条 当社以外の事業者が発行した IC カード等のうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において IC カード乗車券に準じて乗車等の</p>

取扱いを行います。

2 当社線内で IC カード乗車券に準じて利用できる IC カードを発行する事業者（以下、これらを「発行会社」といいます。）は次のとおりとします。

- (1) 東京モノレール株式会社
- (2) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (3) 株式会社パスモ
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構
- (6) 株式会社エムアイシー
- (7) 東海旅客鉄道株式会社
- (8) 株式会社スルッと KANSAI
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社
- (10) 九州旅客鉄道株式会社
- (11) 株式会社ニモカ
- (12) 福岡市交通局

(13) 仙台市交通局（第 23 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める区間に限る。）

3 前項に規定する発行会社が発行した IC カードで、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 12 条から第 14 条、第 16 条から第 25 条、第 27 条、第 28 条から第 46 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条から第 58 条の規定を準用します。

(注) 第 16 条及び第 17 条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第 24 条第 11 項の規定のうち再印字の取扱い、同条第 12 項、第 14 項から第 16 項に規定する IC カード乗車券の発売等の取扱い並びに第 15 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 47 条、第 49 条の 2 及び第 49 条の 3 に規定する取扱いは、当該 IC カードの発行会社（定期乗車券等が発売された IC カードの場合は、当該定期乗車券等を発売した会社）の定めるところによります。

4 前項にかかわらず、第 2 項第 4 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カードにあっては、第 16 条及び第 17 条に規定する再発行の取扱いを行わないほか、第 22 条及び第 23 条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。

の取扱いを行います。

2 当社線内で IC カード乗車券に準じて利用できる IC カード等^等を発行する事業者（以下、これらを「発行会社」といいます。）は次のとおりとします。

- (1) 東京モノレール株式会社
- (2) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (3) 株式会社パスモ
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構
- (6) 株式会社エムアイシー
- (7) 東海旅客鉄道株式会社
- (8) 株式会社スルッと KANSAI
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社
- (10) 九州旅客鉄道株式会社
- (11) 株式会社ニモカ
- (12) 福岡市交通局

(13) 仙台市交通局（第 23 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める区間に限る。）

3 前項に規定する発行会社が発行した IC カード等^等で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 12 条から第 14 条、第 16 条から第 25 条、第 27 条、第 28 条から第 46 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条から第 58 条の規定を準用します。

(注) 第 16 条及び第 17 条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第 24 条第 11 項の規定のうち再印字の取扱い、同条第 12 項、第 14 項から第 16 項に規定する IC カード乗車券の発売等の取扱い並びに第 15 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 47 条、第 49 条の 2 及び第 49 条の 3 に規定する取扱いは、当該 IC カードの発行会社（定期乗車券等が発売された IC カード等^等の場合は、当該定期乗車券等を発売した会社）の定めるところによります。

4 前項にかかわらず、第 2 項第 4 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カードにあっては、第 16 条及び第 17 条に規定する再発行の取扱いを行いません。

す。

- 5 第3項にかかわらず、第2項第5号、第6号及び第8号から第12号に規定する発行会社のICカードにあつては、第16条並びに第17条に規定する再発行の取扱い及び第27条に規定するSuica特別車両券の発売を行わないほか、第22条及び第23条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。
- 6 第3項にかかわらず、第2項第13号に規定する発行会社のICカードにあつては、第16条並びに第17条に規定する再発行の取扱い及び第27条に規定するSuica特別車両券の発売を行わないほか、第22条、第23条及び第33条から第36条、第51条、第56条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。
- 7 第14条の規定にかかわらず、第2項第3号から第13号に規定する発行会社のICカードの利用履歴の印字は、最近の利用履歴から20件に限りさかのぼることができます。

(他社の乗車券類の無効回収)

第62条 第43条、第44条又は第45条の2の規定によりSuica乗車券、Suica定期乗車券又はSuica企画乗車券を無効として回収する場合は、第60条の規定により当該Suica乗車券、Suica定期乗車券又はSuica企画乗車券に発売された他社の乗車券類も無効として回収します。

第2章 複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の旅客の取扱い

(接続駅で改札を受けずに乗継ぐ場合の運賃の減算)

第63条 Suica乗車券(第61条第2項第1号から第3号に規定する発行会社のICカードでSuica乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。)で入場し、接続駅において改札を受けることなく当社線を含む複数の鉄道会社線(合わせて4社以内に限ります。)を乗継いで乗車する場合は、出場駅において、次の各号に定める金額をSF残額から減算します。

(1) 第2号及び第3号に該当しない場合は、第38条の規定による当社のIC

- 5 第3項にかかわらず、第2項第5号、第6号及び第8号から第13号に規定する発行会社のICカードにあつては、第16条並びに第17条に規定する再発行の取扱い及び第27条に規定するSuica特別車両券の発売を行いません。

6 第3項にかかわらず、第2項第3号に規定する発行会社が発行したICカード等のうち、携帯情報端末については、第27条に規定するSuica特別車両券の発売を行わないほか、第12条から第17条及び第22条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。

- 7 第14条の規定にかかわらず、第2項第3号から第13号に規定する発行会社のICカード等の利用履歴の印字は、最近の利用履歴から20件に限りさかのぼることができます。

(他社の乗車券類の無効回収)

第62条 第43条、第44条又は第45条の2の規定によりSuica乗車券、Suica定期乗車券又はSuica企画乗車券を無効として回収する場合は、第60条の規定により当該Suica乗車券、Suica定期乗車券又はSuica企画乗車券に発売された他社の乗車券類も無効として回収します。

第2章 複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の旅客の取扱い

(接続駅で改札を受けずに乗継ぐ場合の運賃の減算)

第63条 Suica乗車券(第61条第2項第1号から第3号に規定する発行会社のICカード等でSuica乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。)で入場し、接続駅において改札を受けることなく当社線を含む複数の鉄道会社線(合わせて4社以内に限ります。)を乗継いで乗車する場合は、出場駅において、次の各号に定める金額をSF残額から減算します。

(1) 第2号及び第3号に該当しない場合は、第38条の規定による当社のIC

運賃と鉄道会社毎に定める普通旅客運賃（鉄道会社毎に IC カードに適用する運賃がある場合は、IC 運賃に相当する運賃。以下、本章において同じ。）との合算額（以下、「IC 運賃等」といいます。）

- (2) 乗車区間の入場駅及び出場駅が当社線となる場合は、両駅間の経路に他の鉄道会社線を含むときであっても、全乗車区間について当社線を利用した場合の第 38 条の規定による当社の IC 運賃
- (3) 別に定める乗継割引適用区間又は他の鉄道会社が定める割引適用区間が乗車区間に含まれる場合は、第 1 号の規定により算出した金額から当該割引額を差し引いた金額

（他の鉄道会社線から当社線に乗継いで乗車する場合の割引の適用）

第 64 条 Suica 乗車券で他の鉄道会社線の駅から入場し、接続駅を経由して当社線の駅で出場する場合（前条に規定する接続駅において改札を受けることがない場合を除きます。）で、別に定める乗継割引適用区間を乗車したときは、第 38 条の規定にかかわらず当該出場駅において当社の IC 運賃から割引額を差し引いた金額を SF 残額から減算することがあります。

（割引の適用が重複した場合の取扱い）

第 65 条 Suica 乗車券の乗車区間について第 63 条第 3 号又は前条に規定する割引の適用が重複する場合にあつては、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用します。
- (2) 割引額が同一の場合には、乗車区間において最初に発生する割引を適用します。

（Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算）

第 66 条 Suica 定期乗車券（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号に規定する発行会社の IC カードで Suica 定期乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。）の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して第 63 条から前

運賃と鉄道会社毎に定める普通旅客運賃（鉄道会社毎に IC カード等に適用する運賃がある場合は、IC 運賃に相当する運賃。以下、本章において同じ。）との合算額（以下、「IC 運賃等」といいます。）

- (2) 乗車区間の入場駅及び出場駅が当社線となる場合は、両駅間の経路に他の鉄道会社線を含むときであっても、全乗車区間について当社線を利用した場合の第 38 条の規定による当社の IC 運賃
- (3) 別に定める乗継割引適用区間又は他の鉄道会社が定める割引適用区間が乗車区間に含まれる場合は、第 1 号の規定により算出した金額から当該割引額を差し引いた金額

（他の鉄道会社線から当社線に乗継いで乗車する場合の割引の適用）

第 64 条 Suica 乗車券で他の鉄道会社線の駅から入場し、接続駅を経由して当社線の駅で出場する場合（前条に規定する接続駅において改札を受けることがない場合を除きます。）で、別に定める乗継割引適用区間を乗車したときは、第 38 条の規定にかかわらず当該出場駅において当社の IC 運賃から割引額を差し引いた金額を SF 残額から減算することがあります。

（割引の適用が重複した場合の取扱い）

第 65 条 Suica 乗車券の乗車区間について第 63 条第 3 号又は前条に規定する割引の適用が重複する場合にあつては、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用します。
- (2) 割引額が同一の場合には、乗車区間において最初に発生する割引を適用します。

（Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算）

第 66 条 Suica 定期乗車券（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 定期乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。）の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して第 63 条から前

条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあつては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 定期乗車券にあつては大人の IC 運賃等を減算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。

(Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)

第 66 条の 2 Suica 企画乗車券（第 61 条第 2 項第 3 号に規定する発行会社の IC カードで Suica 企画乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。）の券面表示区間又は有効区間と券面表示区間外又は有効区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、当該 Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外に対して前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 企画乗車券においては大人の IC 運賃等を減算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券の券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。

(複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の Suica 乗車券の効力)

第 67 条 接続駅において改札を受けることなく乗継いで乗車する場合は、片道乗車 1 回に限ります。ただし、Suica 乗車券を使用できない区間及び鉄道会社線をまたがって乗車することはできません。

- 2 途中下車の取扱いはしません。
- 3 入場後は、当日に限り有効とします。

(略)

前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあつては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 定期乗車券にあつては大人の IC 運賃等を減算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。

(Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)

第 66 条の 2 Suica 企画乗車券（第 61 条第 2 項第 3 号に規定する発行会社の IC カードで Suica 企画乗車券に相当するものを含む。以下、本章において同じ。）の券面表示区間又は有効区間と券面表示区間外又は有効区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、当該 Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外に対して前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 企画乗車券においては大人の IC 運賃等を減算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券の券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。

(複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の Suica 乗車券の効力)

第 67 条 接続駅において改札を受けることなく乗継いで乗車する場合は、片道乗車 1 回に限ります。ただし、Suica 乗車券を使用できない区間及び鉄道会社線をまたがって乗車することはできません。

- 2 途中下車の取扱いはしません。
- 3 入場後は、当日に限り有効とします。

(略)